

令和8年度採用 上松町集落支援員（会計年度任用職員）募集要項

1 募集職種

集落支援員 1名

- ・持続可能な集落の維持、活性化に向けた集落支援員として活動となります。
- ・主な勤務地は上松町企画財政課が管理する「旭町工房（仮称）」となります。
- ・勤務は週4日とし、標準的な勤務時間は下記の通りとなります。

(1) 火曜日～木曜日 8：30 ～ 16：30 （業務：A・B）

(2) 金曜日 8：30 ～ 16：30 （業務：A-b・C・D）

・主な業務内容

- A 上松町木工振興拠点レンタル工房「旭町工房（仮称）」の開設準備業務
 - a 工房及び木材倉庫の定期清掃、整理整頓、機械のメンテナンス等の施設管理作業
 - b 木工体験ワークショップ等のイベント実施やPR、及びその準備作業
- B ものづくりを通じた地域住民との話し合いの場づくり、相談対応
- C 集落の状況把握など駐在員等を対象とした話し合いの場づくり等の活動及びその検討準備
- D 行政及び関連団体と連携した地域支援活動及び、行政への報告事務

2 応募資格

- ・令和8年5月1日時点において20歳以上の方
- ・上松町に住民票を有し、町の実情に精通している方
- ・地域の活性化に興味があり、地域運営組織の担い手として勤務し、地域課題の整理、地域力の維持・活性化の取組ができる方
- ・技術専門校修了相当以上の木工技術を有し、木材加工用機械作業主任者の資格を所有、または、令和8年度中に資格取得ができる方
- ・普通運転免許（AT限定可）を有し、実際に運転できる方

3 雇用形態及び期間

- (1) 上松町会計年度任用職員(パートタイム)として上松町長が任命します。
- (2) 初年度の任用期間は令和8年5月1日から令和9年3月31日です。
任期は年度単位で更新します。その際、活動に取り組む姿勢、活動成果等を勘案し、継続更新についての判断を行います。
- (3) 町長が支援員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

4 報酬

月額 164,000円

※その他、町の規程により期末手当（6月及び12月）が支給されます。

※報酬及び期末手当の額は「上松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」によります。任用後に改訂された場合は、報酬額や手当額が変更となる場合があります。

5 待遇及び福利厚生

- (1) 社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金）に加入します。
- (2) 有給休暇や通勤費等の支給については、「上松町会計年度任用職員の給与に関する規則」を基に支給します。（主な有給休暇：年次休暇：7日、夏季休暇：3日）
- (3) 活動にかかる費用（消耗品や研修費、出張旅費等）は、予算の範囲内で町が負担します。
- (4) 副業は、業務に支障のない範囲で認めます。

10. 応募方法

(1) 提出書類

- ① 上松町集落支援員任用申込書
- ② 住民票の写し（現在の住所、氏名、生年月日、性別のわかるもの）
- ③ 普通自動車運転免許証の写し（表・裏コピー）

※提出された書類は返却しません。また、郵送料、証明書等取得に要した手数料など、提出に係る費用は自己負担となります。

(2) 提出方法

郵送又は持参によりご提出ください。

(3) 提出先

〒399-5601 長野県木曾郡上松町大字上松159番地4
上松町役場企画財政課 企画政策係 宛て

※封筒に「集落支援員応募書類在中」と記載してください。

11. 申込み期間

令和8年3月18日（水）～令和8年3月31日（火）必着

12. 選考方法

※下記、選考方法を十分ご理解いただき、申込みください。

(1) 第1次選考（書類選考）

書類での選考を行い、選考結果は令和8年4月上旬に応募者全員に郵送にて通知します。

(2) 第2次選考（面談）

日程：令和8年4月中旬

※2次選考についての詳細は、後日に別途通知します。

13. 選考結果

第2次選考の選考結果（合否）については、令和8年4月中旬に文書にて通知します。

※選考の経過及び結果についての問い合わせには応じられません。予めご了承ください。

14. 活動開始時期（雇用開始）

令和8年5月1日予定

15. 応募・問い合わせ先

〒399-5601 長野県木曾郡上松町大字上松159番地4

上松町役場企画財政課 企画政策係

電話：0264-52-4901（課直通）

E-mail：machiduk@town.agematsu.nagano.jp